

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	宮武		内線	2637	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 21	（ 1946 ）	年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員法及び東京都民生委員・児童委員選任要綱に定められた選任要件を満たし、地域住民の良き相談相手として、また、必要に応じて行政・関係機関との橋渡しなど、熱意を持って活動できる民生委員候補者を選出する。							
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：令和4年10月1日～令和7年9月30日]							
内容	民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選及び欠員が生じた場合、適宜推薦会を開催し候補者を決定するとともに、東京都知事あてに推薦する。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。 ☐ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]） ☐ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] ※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）							
経過	昭和21年10月 「民生委員令」制定。民生委員の公平かつ民主的な人選を図るため、民生委員推薦会の設置が規定された。 昭和23年 7月 「民生委員法」公布 昭和28年 8月 「民生委員法」改正 民生委員推薦会の組織改正 平成25年 6月 「民生委員法」改正 推薦会委員の要件等改正 令和元年12月 民生委員再任者の定年が73歳未満から75歳未満へ引き上げ							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	委員現員数（人）	204	199	201	198	216	民生・児童委員数
	②	充足率（％）	94.4	92.1	93.1	91.7	100	委員現員数÷委員定数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	民生委員法で定められた民生委員・児童委員を確保するうえで必要である。						

(単位：千円)

問題点・課題

4年度は、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選を行ったため、推薦会実施回数の増加に伴い、5年度に比べて都支出金が94千円の増となっている。

○福祉課題が多様化する現在、地域の身近な相談相手として行政や専門機関への「橋渡し役」を担う民生委員・児童委員の役割は大きくなっている。一方、民生委員が関わる職務の多様化・複雑化に伴いその負担は増しており、また委員の高齢化も進む中で、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が難しくなっている。

問題点・課題の改善策

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容				令和5年度に実施した 改善内容および評価				令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	各地区の状況を適切に把握し、後任候補者の確保や欠員区域のフォローができるように各地区協議会と連携する。			欠員区域について、該当地区協議会と連携して候補者の選定に取り組んだ結果、前年度に比べて充足率を向上させることができた。				来年度の一斉改選に向けて、各地区協議会の意見を聞きながら、地域の実情に合わせた委員構成を検討する。				
②												
③												
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）											

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-02		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	佐々木		内線	2637	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 21	（ 1946 ）	年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	活動費及び事務費の支給要綱			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員・児童委員の活動に要する活動費・事務費の支給及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整える。							
対象者等	○民生委員・児童委員：定数216名（地区会長7名（うち1名を全体の会長とする。地区会長は民生委員・児童委員を兼ねる）、一般委員194名、主任児童委員15名） ○民生・児童委員協力員：定数21名（地区民生委員・児童委員協議会につき3名まで）							
内容	1 活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担 民生委員・児童委員に対し、交通費等の活動費11,500円/月（都8,800円+区上乗せ分2,700円）を、民生・児童委員協力員に対し、4,300円/月を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費2,500円/年を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して補助（4,477,600円）を行う。 2 協議会の主要事業 (1) 民生委員・児童委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員相互での意見交換・情報共有を行う。 (2) 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。							
経過	平成15年度 民生委員・児童委員協議会に対する管外研修補助金¥5,000/人支給 平成23年度 上記補助金につき¥8,000/人に増額 令和元年度 活動費を11,300円から11,500円に増額 令和2年度 協議会運営等に要する費用に対する補助を3,052,000円から4,477,600円に増額 ○民生委員・児童委員数（令和6年6月1日現在）198名 <内訳> 南千住東地区25名、南千住西地区28名、荒川地区30名、町屋地区29名 東尾久地区23名、西尾久地区24名、日暮里地区39名 ○民生・児童委員協力員数（令和6年6月1日現在）7名 <内訳> 南千住西地区1名、荒川地区1名、東尾久地区1名、西尾久地区2名、日暮里地区2名							
必要性	区民と行政の橋渡しの役割を担う民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動を支えるうえで必要性は高い。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 充足率(%)	94.4	92.1	93.1	91.7	100	委員現員数÷委員定数	
	② 民児協出席率(%)	88	91	86.8	90	100	全委員の平均	
③ 相談支援件数（件）	900	919	1,171	1,200	1,230			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		急速に少子高齢化が進展するなど、地域福祉を取り巻く環境が変化し続ける中で、地域福祉の担い手として、多様化する課題解決の一翼を担う民生委員・児童委員への支援は必要である。				

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	28,783	報償費	活動費	28,472	報償費	活動費	30,948
旅費	管外研修職員参加旅費	8	旅費	管外研修職員参加旅費	11	旅費	管外研修職員参加旅費	21
需用費	協議会賄い、消耗品等	829	需用費	協議会賄い、消耗品等	362	需用費	協議会賄い、消耗品等	707
役務費	郵送料、筆耕受託料、保険料等	206	役務費	郵送料、筆耕受託料、通信料、保険料等	284	役務費	郵送料、筆耕受託料、通信料、保険料等	450
使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協、委嘱状伝達式会場使用料	361	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	289	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	455
負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,332	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,305	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,686

備考	補助費等32,780千円の主な内訳は、民生・児童委員及び協力員に対する活動費28,472千円、民生・児童委員協議会に対する補助金4,305千円である。
問題点・課題	○社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化するなかで、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している。その半面、各委員の負担も増加しており、サポートが必要である。 ○民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じている。区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要である。 ○欠員地区が増えている中、民生委員・児童委員委員の負担を軽減するため、委員の意向を踏まえ、活動方法を検討する。

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-01-04		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		行旅死亡人等取扱費		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		後藤			
				担当者名		大森		内線		2614			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-05-01		行旅死亡人等取扱費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 22（ 1947 ）年度		根拠		行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		墓地、埋葬等に関する法律第9条							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		13		福祉の基盤整備							
目的		行旅中に死亡した身元不明者及び引取者のいない死亡人を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行うことで、公衆衛生及び社会秩序を保持する。また、日本国内を旅行中の外国人が緊急に入院し、医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療費給付等により救護を行うことを目的とする。											
対象者等		1 行 旅 病 人 …旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ） 2 行旅死亡人等…葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人											
内容		1 行旅病人の取扱い…行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。 救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 【行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし】 2 行旅死亡人等の取扱い…身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用を請求する。 【行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、顔かたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし】 【墓埋法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない】											
経過		平成2年度 緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年度 東京都から「行旅病人の救護の再開について」の通知を受理。 その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。											
必要性		法令等に基づき実施する事務事業である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)							
	①												
	②												
③													
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
6年度		7年度											
継続		継続		行旅病人及び死亡人取扱法等に基づき、継続して実施する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	7,156	4,310	▲ 2,846	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,014	5,248	1,234		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	772	0	▲ 772
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	4	4		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	3,467	3,864	397
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,239	3,864	▲ 375	
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,641	325	▲ 1,316	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,572	▲ 6,023	2,549	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	12,811	9,887	▲ 2,924	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,572	▲ 6,023	2,549	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,572	▲ 6,023	2,549		

備	物件費は埋火葬に関する委託料であり、行旅死亡人等の発生件数によって決算額は増減する。その他収入は死亡人が加入していた健康保険の葬祭費及び埋火葬に要した費用の親族等による弁償費用である。
---	--

問題点	○一人暮らしの高齢者が自宅や病院で死亡し身元は判明しているものの、親族による引き取り拒否等により、区で埋火葬を執り行うケースが増加傾向にある。 ○死亡人と親族との関係が複雑化したケースが多くなっており、戸籍等の調査に時間を要している。
-----	---

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	引き続き、関係機関との連携を密にし、法規に則った迅速な対応を行う。	医療機関等の関係機関と連携を取りながら、迅速かつ、丁寧な対応を行った。	引き続き関係機関との連携を密にし、法規に則った迅速な対応を行う。	
②				
③				

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-05		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	区営住宅等管理運営費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	大森		内線	2614	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-06-01		区営住宅等管理運営費					
	01-06-02		区営住宅借上料					
	01-06-03		区営住宅営繕費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 4	（ 1992 ）	年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02 快適な居住環境の形成						
目的	住宅に困窮する低所得高齢者及び身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区が建設した住宅と民間から借り上げた住宅を、区営住宅として所得に応じた低料金で提供する。							
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記のすべてに該当する者(1)区内に引き続き5年以上居住している(2)独立して日常生活を営める(3)前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)である(4)65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上のみの二人世帯							
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 住宅名 所在地 管理開始 戸数（区営143戸・都営50戸） (1)南千住二丁目住宅（借上型） 南千住2-32-3 H5. 5. 21 単身12戸、世帯6戸 (2)町屋五丁目住宅（建設型） 町屋5-9-2 H10. 5. 1 単身21戸、世帯8戸（身体障害者用含） (3)町屋七丁目住宅（建設型） 町屋7-2-15 H5. 4. 1 単身20戸、世帯3戸 (4)西尾久三丁目住宅（借上型） 西尾久3-21-12 H5. 7. 29 単身34戸、世帯5戸 (5)西尾久七丁目住宅（借上型） 西尾久7-19-11 H4. 4. 28 単身29戸、世帯5戸 (6)都営南千住四丁目住宅（都営） 南千住4-9-3 H12. 5 単身43戸、世帯7戸 ※(6)は東京都住宅政策本部が建物管理及び入居募集事務を実施し、区はワーデン室の維持管理を行う。 3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認、生活相談及び住宅管理等							
経過	平成 4年度 民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設。 平成 5年度 区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定。 地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅及び南千住二丁目住宅を開設。 平成10年度 公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定。 平成12年度 東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに、区営住宅同様、区がふれあい協力員を設置。							
必要性	住宅に困窮する低所得の高齢者及び身体障害者のための住宅として必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 建物管理は外部委託。（H18から指定管理者制度導入。H18～東京都住宅供給公社、H24～(株)東急コミュニティー、H30～東京都住宅供給公社／R6指定管理料31, 810千円）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	入居率（％）	100	100	100	100	100	5住宅（都営南四住宅を除く）の年間入居率
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続			継続					現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

施状況

況（要旨）

令和4年度2月会議 高齢者向け区営住宅の拡充について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-01-06		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		遺族会補助		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		後藤			
				担当者名		白井		内線		2616			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-07-02		遺族会補助									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 44（ 1969 ）年度		根拠		荒川区遺族会補助金交付要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		13		福祉の基盤整備							
目的		荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の厚生及び精神的慰謝を図ることを目的とする。											
対象者等		荒川区遺族会会員66名（R6. 4. 1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等											
内容		1 補助対象事業 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 2 令和5年度主要事業 (1) 荒川区戦没者追悼式 中止 (2) 都内巡拝 11/7（昭和館、靖国神社） (3) 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）											
経過		昭和44年度 午前は仏教会主催の行事、午後は区主催の慰安激励大会（映画上映）を実施 平成 8年度 戦後50年を機として、遺族会主催で戦没者追悼式を開催し、区が補助金300,000円を出す 平成10年度 補助金額270,000円に減額 平成12年度 補助金額256,500円に減額 平成15年度 補助金額247,000円に減額（以降、補助額変更なし） 平成17年度 仏教方式から献花方式に変更し、現在に至る 令和 2年度 新型コロナウイルス感染防止のため、追悼式及び都内巡拝を中止 令和 3 ～5年度 追悼式中止、都内巡拝のみ実施 ※令和5年度第二回役員会において、遺族会としては今後追悼式は行わず、都内巡拝のみ行う予定。											
必要性		戦没者遺族の精神的慰謝を図るため必要な事業である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	追悼式参加率（％）			0	0	0	—	—	(参加者数÷区会員数) ※2～5年度中止			
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		遺族会会員の高齢化が進み、事業参加者が減少傾向にあるが、戦没者遺族の精神的慰謝を図る意義は大きいため、現状規模で継続して実施する。									

[illegible]

備考	補助費等は、遺族会への補助金である。令和3～5年度は、都内巡拝に係る経費とその他の経費の補助をしている。令和5年度は一部経費増額となったため、補助実績が増となっている。
問題点・課題	○会員の高齢化により年々退会者が増加しており、会員の世代交代、新規加入者が増加する見込みが少ない。また、遺族会の役員も平均年齢86.2歳と高齢化が進んでおり、会の運営を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	追悼式は5年度実施せず、都内巡拝のみを行う。今後の実施方法や遺族会の運営について継続して検討を行う。	追悼式は実施せずに都内巡拝のみを行った。都内巡拝は、前年度と同様にバスを借上げ、半日の短縮した時間で実施した。	6年度の追悼式や都内巡拝など、今後の実施方法や遺族会の運営について継続して検討を行う。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	一色		内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-14-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	支援実施要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用及び、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付に対する申込手続や償還等の相談及び手続支援を実施することにより、一定所得以下の世帯の子どもを支援することを目的とする。							
対象者等	中学3年生、高校3年生等（高校・大学等中途退学者、浪人生等を含む）の子どもがいる一定所得以下の世帯							
内容	学習塾等の受講費用や、高等学校及び大学等の受験料として必要な資金を無利子で貸付けるための申込手続、償還等の相談及び支援を実施する。（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 1 学習塾等受講料貸付金：学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生等 貸付限度額：200,000円 2 受験料貸付金：高等学校及び大学等の受験料を貸付。 (1) 対象：中学3年生等 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） (2) 対象：高校3年生等 貸付限度額：80,000円（回数制限なし） ◆審査・決定機関：東京都社会福祉協議会							
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結						
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結						
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始						
	平成23年3月末	生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）						
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始						
	令和4年4月	申請時の所得・収入要件等に関し国の基準が緩和され、貸付対象世帯を大幅に拡大						
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	相談件数（件）	617	556	872	900	800	
	②	貸付決定件数（件）	175	204	218	250	300	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		一定所得以下の世帯の子どもを支援するため、引き続き推進していく。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		6,790	6,802	7,931	8,177	8,114	9,696	9,520
決算額（6年度は見込み）		6,790	6,801	7,896	8,177	8,113	9,695	9,520
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	相談件数（件）	710	822	633	617	556	872	900
	貸付決定件数（件）	176	191	138	175	204	218	250

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,342	2,155	813	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8,113	9,695	1,582		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,113	9,500	1,387
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,113	9,500	1,387
		賞与・退職給与引当金繰入額	308	163	▲ 145		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,650	▲ 2,513	▲ 863
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	9,763	12,013	2,250		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,650	▲ 2,513	▲ 863
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0		当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,650	▲ 2,513	▲ 863

備考

行政費用の物件費は荒川区社会福祉協議会への業務委託料である。行政収入は都からの補助金である。

問題点・課題

○SNSを使用した定期的な情報発信のほか、区報や区営掲示板への掲載や塾や子ども食堂等での周知等、多様な形で広報を行うことで、制度の周知方法を今後さらに充実させる必要がある。区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に直接周知することで、必要な人に情報が届くようにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続して行うとともに、SNSの活用にも力を入れていく。	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続して行い、SNSの活用にも力を入れていく。塾や子ども食堂等での周知も図った。	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続して行い、SNSを活用し周知する。塾や子ども食堂等でのさらなる周知も図る。
②	区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に対し丁寧に制度の周知を図る。	中学校長会での制度説明等を通じて、区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に対し丁寧に制度の周知を図った。	中学校長会や都立高校への制度説明等、区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に直接、制度の周知を図る。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	社会福祉協議会へ委託実施 14区、直営 8区					

状況の実	
況（要旨）議 （要旨）問 （要旨）状	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	災害援護資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	一色		内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	支給条例、特別災害援護資金貸付要綱			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	地震・津波などの自然災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。							
対象者等	災害を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯							
内容	1 貸付の種類と限度額 国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付 都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付 2 所得制限 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 3 利率 国制度…年1.5%、都制度…年0.5%（保証人を立てた場合は国・都制度ともに無利子） 4 償還期間 10年以内(据置期間3年) ※東日本大震災に起因する被害に対する貸付の償還期間は13年以内（据置期間6年） 5 申請期限 東日本大震災に起因する被害に対する支援申請は令和4年3月31日まで 6 災害弔慰金等支給審査会 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて審査会を設置する。							
経過	平成23年3月11日 東日本大震災発災を受け、都内被災者に「災害救助法」適用。 平成23年5月2日「東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する法律」等を交付及び施行。災害援護資金も特例措置対象となる。 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱を制定し、国の災害援護資金貸付では必要資金が不足する世帯に対し、荒川区生活再建支援事業（※）を実施。 ※荒川区生活再建支援事業（H23年度のための単年度事業） 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。東京都による2分の1の補助有。 →実績：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）							
必要性	地震・津波などの自然災害で負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	法令事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額（6年度は見込み）		—	—	—	—	—	—	—
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	災害援護資金貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・賃借世帯数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・補修世帯数	0	0	0	0	0	0	0

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費		1,342	1,293	▲ 49	行政収入	地方税等		0	0	0
		物件費		0	0	0		国庫支出金		0	0	0
		維持補修費		0	0	0		都支出金		0	0	0
		扶助費		0	0	0		分担金及び負担金		0	0	0
		補助費等		0	0	0		使用料及び手数料		0	0	0
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額		308	98	▲ 210		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 1,650	▲ 1,391	259
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
		行政費用合計(b)		1,650	1,391	▲ 259		通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,650	▲ 1,391	259
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,650	▲ 1,391	259			

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。貸付対象となる災害の発生が無く、貸付実績は無かったため、物件費等は発生していない。
----	---

問題点	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところではあるが、貸付であるため被災者に返済の負担があることから、他の支援制度の周知を図るなど、被災者への総合的な情報提供を行っていく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合は、申請及び問い合わせに迅速に対応していく。	申請及び問い合わせは、特になかった。	災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合は、申請や問い合わせに迅速に対応していく。	
②				
③				

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実 施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	社会福祉協議会補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	後藤		
			担当者名	小川	内線	2612		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-07-01		社会福祉協議会補助					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 39（ 1964 ）年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	要綱					
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	区が、荒川区社会福祉協議会が実施する社会福祉活動に要する経費の一部について、補助金を支出することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民福祉に寄与することを目的とする。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会（所在地：荒川区南千住1-13-20） 設置根拠：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 職 員 数：155名（常勤職員94名、非常勤職員61名）※令和6年4月1日現在							
内容	荒川区社会福祉協議会の職員人件費及び事業費等に要する経費に対し、補助金を四半期毎に支出する。 [補助事業] 1 社会福祉協議会職員人件費 2 ボランティア活動推進事業費…ボランティア講座、福祉まつり、開催機関誌「あらんてあ」発行等 3 重度心身障害者(児)レクリエーション事業費…会食の実施等 4 福祉サービス総合支援事業費…福祉サービスの利用援助等の人件費及び事業費等 5 在宅福祉サービス事業費…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等 6 福祉のしごとフェア事業費…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の開催 7 ふれあい粋・活（いきいき）サロン事業費…区民の健康づくりや介護予防活動を支援するサロンの開催							
経過	昭和28年 社会福祉事業法に基づく任意団体として発足 昭和39年 社会福祉事業法に基づく社会福祉法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成 5年 在宅福祉サービス事業開始 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始 令和4年 成年後見あんしん生活創造事業をあんしんサポートあらかわへ一部委託							
必要性	荒川区全体の地域福祉の充実に向け、民間福祉団体の中心的存在である荒川区社会福祉協議会の担う役割が大きなものとなっており、荒川区社会福祉協議会に対し、運営経費の一部を補助することは必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	1,841	1,681	1,601	1,710	1,900	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	②	ボランティア登録者数	2,653	3,052	3,893	4,280	4,710	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	4,486	6,041	5,887	6,480	7,200	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っておりその役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、変化に対応した事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行っていく。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		146,638	144,366	197,090	204,145	204,434	208,923	227,909
決算額（6年度は見込み）		139,941	142,495	190,743	194,764	197,795	206,375	227,909
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	個人会員数（人）	2,761	2,593	1,675	1,841	1,681	1,601	1,710
	団体会員数（団体）	128	128	113	116	110	114	120
	ボランティア登録者数	7,296	7,103	3,964	2,653	3,052	3,893	4,280

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	成年後見あしん生活創造事業業務委託	15,879	委託料	成年後見あしん生活創造事業業務委託	18,704	委託料	成年後見あしん生活創造事業業務委託	19,815
負担金補助等	社協職員人件費	87,463	負担金補助等	社協職員人件費	95,876	負担金補助等	社協職員人件費	98,501
	ボランティア活動推進事業・人件費	19,134		ボランティア活動推進事業・人件費	20,227		ボランティア活動推進事業・人件費	26,524
	地域コーディネーター人件費	22,714		地域コーディネーター人件費	20,104		地域コーディネーター人件費	21,639
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,179		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,214		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,218
	福祉サービス総合支援事業	10,066		福祉サービス総合支援事業	7,413		福祉サービス総合支援事業	13,068
	在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	41,360		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	42,837		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	47,144

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,472	3,767	▲ 705	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	15,879	18,704	2,825		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,635	8,934	299
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	181,916	187,671	5,755		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,635	8,934	299
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,025	284	▲ 741		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 194,657	▲ 201,492	▲ 6,835
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		203,292	210,426	7,134	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 194,657	▲ 201,492	▲ 6,835
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 194,657	▲ 201,492	▲ 6,835	

備考	行政費用では、社会福祉協議会への補助金として、補助費等が多くなっている。 成年後見あんしん生活創造事業の実績増により、委託料の増加となり、物件費が増加している。
----	---

問題点・課題	○社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っており、その役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行い、連携して地域福祉の向上に取り組んでいく。 ○4年度に、成年後見制度利用促進のため、中核機関として一部業務委託を行った。今後、一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の相談が増えていくことが見込まれるため、体制を検討していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行っていく。	既存事業の補助金による予算措置について、協議を行った。	引き続き、既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行っていく。
②	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況により、ボランティアセンター事業の実施内容や方法について対応していく。	令和5年度5月の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、縮小・中止対応の事業を引き続き感染症対策を行いつつ、徐々に再開した。	引き続き感染症対策を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止をしていた事業について、再開していく。
③	中核機関について、検討支援会議等の開催準備を進めていく。	社会福祉協議会と連携し、情報共有を図った。	引き続き、中核機関について、検討支援会議等の開催準備を進めていく。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成28年度9月会議 社会福祉協議会の課題解決について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	小川		内線	2612	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-08-01	福祉部分室管理費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 11	（ 1999 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉部分室を適切に維持・管理するため、建物の保守点検及び維持補修を行う。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会及び区民							
内容	福祉部分室は、荒川区社会福祉協議会が、行政財産使用許可によって本部として使用している。 また福祉部分室は、南千住第三幼稚園と併設しているため、施設の管理は教育委員会と協議して行っている。 [管理費] 1 光熱水費（荒川区社会福祉協議会負担） 2 エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検、自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定、建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 3 維持補修 建物及び付帯設備等の修繕等							
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ、福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する区と社会福祉協議会の負担者を次のとおりとした。 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会：光熱水費							
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） [分室管理費のみ直営] 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会負担：光熱水費							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	関係部署と協力しながら、保守や建物修繕など必要な経費を管理・調整し、施設の適切な維持・管理に努める。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	電気	2,542	需用費	電気	2,318	需用費	電気	2,682
	ガス	15		ガス	11		ガス	15
	水道	241		水道	243		水道	245
	家屋等修繕費	0		家屋等修繕費	0		家屋等修繕費	869
委託料	エレベーター保守管理	818	委託料	エレベーター保守管理	819	委託料	エレベーター保守管理	819
	その他保守点検業務	295		その他保守点検業務	269		その他保守点検業務	356
	樹木剪定	161		樹木剪定	145		樹木剪定	226

(単位：千円)

備考	令和5年度の物件費の内訳は、委託料（設備保守点検等）1,233千円、光熱水費2,572千円である。その内、光熱水費については社会福祉協議会負担分として収入している（行政収入その他）。維持補修費は、5年度は修繕等行っていないため、0円となっている。
問題点・課題	○昭和47年に建てられた建物であるため老朽化が進んでいる。関係部署と協力しながら、修繕等を行い、施設を有効利用していく。

問題点・課題の改善策

他 区 の 実 施 状 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区 ）							
議 会 質 問 状 況								

[illegible]

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-01-11		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		福祉サービス第三者評価事業		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		後藤			
				担当者名		小川		内線		2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-11-01		福祉サービス第三者評価事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 15（ 2003 ）年度		根拠		荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		13		福祉の基盤整備							
目的		福祉サービスの内容や組織のマネジメント能力等の評価に関する情報を提供することにより、利用者の意向に沿った福祉サービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、利用者本位の福祉を実現する。											
対象者等		区立施設は高齢者・障がい者分野18施設が対象。民間立施設は地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する介護施設が対象（令和6年1月1日現在30施設）。なお、子ども家庭分野は子ども家庭部が所管。											
内容		1 実施方法 （1）評価内容 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う事業評価と施設の利用者に対するアンケートによって行う利用者調査がある。 （2）実施周期 区立施設は3年間の指定管理期間のうち2年目、5年間の指定管理期間のうち2年目と4年目に評価を受ける。民間立の認知症対応型共同生活介護の提供介護施設は毎年評価を受けることが、東京都の指針により義務付けられている。 （3）補助金 荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱に基づいて行う。 （認知症対応型共同生活介護は上限400千円（補助率10/10）、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護は上限200千円（補助率1/2）で交付。） 2 評価結果の公表 区のホームページのほか、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ、「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。											
経過		平成16年度 東京都福祉サービス評価推進機構が定めた評価対象サービスを行う全ての区立施設が評価を受け、本格的に事業がスタート（通所介護6施設、障がい者関係7施設、認可保育所19園）。民間立施設は認知症対応型共同生活介護3施設が評価を受けた。 平成19年度～ 指定管理者制度を導入している区立施設のうち、東京都が定める第三者評価対象サービスを行う施設が評価を受けた。また、第三者評価対象外のサービスを行う施設は、区独自の利用者調査を受けた。 平成27年度～ 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、国の基準改正により第三者評価を受ける義務規定がなくなったが、第三者評価の目的に鑑み、引き続き評価を受けるための費用補助を行うこととした。 平成31年度～ 都の方針に基づき、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助金ついて、1事業所あたり上限200千円（補助率1/2）で費用補助を行う。											
必要性		各施設のサービス内容や質について、第三者である評価者（東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関）が分析評価した情報を公表することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため必要性は高い。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区立施設：区が評価機関へ委託し実施。 民間立施設：対象施設が評価機関へ委託し実施。											
指標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
					3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)				
		①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	3	9	9	1	2	目標値は受審計画に基づき算出				
		②	評価受審施設数 (民間立施設)	14	14	15	21	32	目標値は第9期整備目標施設数を一部加え算出				
③													
事務事業の分類					分類についての説明・意見等								
6年度		7年度											
推進		推進			第三者からの評価を受けて、各事業所が自ら福祉サービスの質をさらに向上していくと共に、区民が自分に合った福祉サービスを利用するための情報源となるよう、第三者評価を積極的に活用する。								

(単位：千円)

供

問 ○第三者の目による評価結果を幅広く利用者や事業者に公表し、利用者のサービス選択や事業者のサービスの質の向上に活用してもらうためにも第三者評価制度の周知等について引き続き検討していく必要がある。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①

②

③

況 實

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-01-14		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		高齢者保健福祉計画策定事業費		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		後藤			
				担当者名		海平		内線		2611			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		---											
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度		根拠		老人福祉法20条の8・介護保険法117条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		13		福祉の基盤整備							
目的		荒川区高齢者プランは、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理するとともに、将来を見据えた計画として、老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に1度改定するものである。											
対象者等		全ての高齢者等											
内容		令和5年度、計画期間を令和6年度～8年度とする「第9期荒川区高齢者プラン」を策定した。 第9期荒川区高齢者プランでは、第8期荒川区高齢者プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針を継承しつつ、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えること、また、85歳以上人口が急増する令和22年（2040年）を見通した計画を策定した。 第9期荒川区高齢者プラン（令和6年3月策定） ○基本方針 ※（ ）は地域包括ケアシステムの5本柱 【基本方針1】高齢者の社会参加の促進と地域共生社会への取組（生活支援） 【基本方針2】介護予防と健康づくりの推進（介護予防） 【基本方針3】介護サービスの充実（介護） 【基本方針4】高齢者の住まいの確保（住まい） 【基本方針5】在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）											
経過		平成12年3月 荒川区高齢者プラン策定（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）5か年計画（～16年度） 平成14年3月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5か年計画（H15～H19年度） 平成18年3月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H18～H20年度） 平成21年3月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H21～H23年度） 平成24年3月 第5期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H24～H26年度） 平成27年3月 第6期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H27～H29年度） 平成30年3月 第7期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H30～H32年度） 令和 3年3月 第8期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（R03～R05年度） 令和 6年3月 第9期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（R06～R08年度）											
必要性		老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。											
実施方法		（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） プランの作成は、区直営で行っているが、策定支援（各種調査結果・データの分析等）及びあらかわ区報特集号作成等については、事業者に委託して実施している。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①												
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
推進		推進		第9期荒川区高齢者プラン(R06～08年度)を着実に推進していく。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,342	3,849	2,507	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	5,096	5,096		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	308	291	▲ 17		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,650	▲ 9,236	▲ 7,586
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,650	9,236	7,586	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,650	▲ 9,236	▲ 7,586
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,650	▲ 9,236	▲ 7,586	

備	令和4年度は、第8期高齢者プラン策定後ということもあり、予算計上していないため、給与関係費・賞与退職給与引当金のみ計上となる。令和5年度は物件費へ策定支援等に係る委託料5,096千円を計上している。
---	--

問題点	○次期第10期荒川区高齢者プラン(R09～R11年度)においても、将来を見据え、地域包括ケアシステムを一層深化・推進していくため、的確な現状把握に基づいた分析を行うとともに、区民の意見を積極的に反映し、計画を策定する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

問題点	課題の改善策	令和5年度に実施した改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係各部と連携の上、第9期プランを策定する。	関係各課と連携し、各種調査結果や、パブリックコメント実施結果等を踏まえ、第9期高齢者プランを策定した。	令和8年度策定の第10期プランに向け、PDCAサイクルに沿った第9期プランの実績確認を行う。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

況 議 会 質 問 状 (要旨)	平成26年度2月会議	高齢者福祉対策について・第6期高齢者プランについて
	平成29年度11月会議	第7期高齢者プランについて
	平成29年度2月会議	第7期高齢者プランについて
	令和2年度9月会議	第8期高齢者プランの策定に関して
	令和5年度6月会議	第9期高齢者プランの策定に関して

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-15		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	後藤		
			担当者名	服部・早坂・増井	内線	2617		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-16-01	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠	社会福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱等					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	法人及び事業者が提供する社会福祉サービスの実施状況等について個別に明らかにし、法令、通知等に沿って助言、指導及び是正の措置を講ずることで、適正な法人運営や社会福祉事業の健全な経営の確保と指定障害児通所給付費等の支給及び施設運営の適正化を図り、荒川区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。							
対象者等	1 荒川区長が所轄庁である社会福祉法人（8法人） 2 荒川区内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等（235事業者（うち、区指定等66事業者）、令和6年4月1日時点）							
内容	1 社会福祉法人に対する指導監査等 ・国基準の社会福祉法人指導監査ガイドラインに基づき、法人の運営管理及び会計経理等に関する指導監査を実施する。1法人に対し、周期的（原則3年に1回）に行う一般監査と重大な問題を有する法人を対象に随時行う特別監査がある。【指導監査対象法人：主たる事業者が荒川区内にあり、その行う事業が荒川区の区域を超えない法人】 ・社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等を行う。また、社会福祉法人からの申請に基づき、税額控除証明書を発行する。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 ・法令等で定める最低基準及び指定基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として指導検査を実施する。							
経過	1 社会福祉法人に対する指導監査等 平成25年度 地域主権改革に伴い、社会福祉法が改正され、社会福祉法人指導監査及び法人設立等の認可事務について、荒川区長が所轄庁となる社会福祉法人の指導監督が区へ移譲され、当該年度から社会福祉法人に対する指導監査を開始した。 平成29年度 社会福祉法改正に伴い、「荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱」を改正し、細部の指針を定めた「荒川区社会福祉法人指導監査実施要領」を策定した。また、定期的に実施する「一般監査」の周期が、「2年に1回」から「3年に1回」へと延長された。 令和3年度・4年度 社会福祉法人の設立認可（各年度1法人） 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 令和2年度 児童相談所を設置したことに伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等に対する指導検査を開始した。							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 1 指導監査の事務の一部を監査法人プレンプションに委託している。 2 指導検査の事務の一部を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	指導監査実施法人数（社会福祉法人）	3	3	3	4	2	対象法人：8法人 一般監査周期：1法人3年に1回
	②	指導検査実施事業者数（指定障害児通所支援事業者等）	16	17	13	23	27	区が指定権限を有する事業者等
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続			継続					法定事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。

(単位：千円)備考
問題点・課題

問是

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	各法人が持つ様々な課題や、指導監査での指摘等への改善に向けて、引き続き面談等を行い、助言及び支援を実施する。	設立後間もない法人に対して、運営手続きや課題等へ指導を行い、円滑な法人業務が行われるよう支援した。		各法人が持つ様々な課題や指導監査での指摘等への改善に向けて、引き続き指導・面談等を行い、法人を支援する。	
②	今後とも委託を活用して、検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。 （検査分野の拡大、2巡目の検査に取り組む。）	業務の一部委託を通じて、検査時に生じた疑問点の解消及び検査のノウハウを積むことができた。		今後とも委託を活用して検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。 （検査分野の拡大、課題を持つ事業所への指導等）	
③					
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ・社会福祉法人指導監査、指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査のいずれも、22区で実施している。				

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-16		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	地域福祉計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	村木		内線	2611	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-17-01	地域福祉計画策定事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度	令和 7	（ 2025 ）	年度	根拠	社会福祉法107条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、荒川区に住む人誰もが安心して生活できる、地域共生社会を推進するため、「荒川区地域福祉計画」を策定する。							
対象者等	区民等							
内容	本計画を社会福祉法の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について区の基本構想および基本計画の方針を実現し、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにする。 また、荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、本計画を保健福祉分野の上位計画として位置づける。							
経過	平成 5年5月 平成12年3月 平成28年5月	荒川区地域福祉計画策定（7ヵ年計画） 平成12年度からの介護保険制度の施行、及び新たな「荒川区基本構想」の策定等を踏まえ、「荒川区地域福祉計画」を見直し、荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」介護保険事業計画）を策定した。 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の可決を受け、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、これまで任意とされていた区市町村における地域福祉計画の策定が努力義務になった（社会福祉法第107条）。						
必要性	○社会福祉法第107条に基づく、策定の努力義務がある。 ○地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、計画の策定が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 策定委員会において検討、策定する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	荒川区地域福祉計画の策定に向けて、関係各部等と連携を図りながら作業を進める。						

(単位：千円)問題点・課題

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。地域福祉計画の策定を進めるにあたり、委託料等は発生しなかったため、物件費等は発生していない。

地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、関係各部等と連携を図りながら、地域福祉計画の策定を進めていく。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き関係各部等と連携し、地域福祉計画策定に向け作業を進める。	関係各部と連携し、地域福祉計画策定に向け、準備を進めた。	引き続き関係各部等と連携し、地域福祉計画策定に向け作業を進める。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成29年2月会議 荒川区地域福祉計画の策定について
--	----------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	渡辺		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	05 高齢者の住まいの確保						
目的	社会情勢の変化等に伴い、介護職員の確保や施設運営が難しくなっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。							
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）							
内容	1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） （1）基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※平成23年度から毎年327,000円程度を減額 平成27年度1,637,000円 平成28年度1,310,000円 平成29年度 655,000円 平成30年度327,000円 （2）施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止 （3）小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月 （4）補助率 1/2 2 交付額 令和5年度決算額 令和6年度予算額 （1）グリーンハイム荒川 163,000円 163,000円 （2）サンハイム荒川 6,703,000円 6,703,000円 （3）花の木ハイム荒川 6,703,000円 6,703,000円							
経過	平成14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 平成15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 平成16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 平成19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営 平成20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始 平成29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外する。平成29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。 平成30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を全額廃止							
必要性	法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇改善などの課題がある。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している都の補助制度を踏まえ、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			14,061	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569
決算額（6年度は見込み）			13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569	13,569
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	補助対象施設数（施設）		3	3	3	3	3	3	3
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,569	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	894	431	▲ 463	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	13,569	13,569	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	205	33	▲ 172		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,668	▲ 14,033	635		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	14,668	14,033	▲ 635	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,668	▲ 14,033	635					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,668	▲ 14,033	635					

供	令和5年度の補助費等は、経営支援補助金額であり、前年度と同等の額を維持している。
---	--

問	〇コロナ禍の状況が落ち着きつつあること及び各施設の経営状況を踏まえ、都要綱を踏まえた基本分、小規模施設加算の減額改正の要否について改めて検討する必要がある。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、区立特養施設の運営状況を見極めながら、補助額等を検討する。	コロナ禍等による減収状況に鑑み、東京都に準じた減額は行わず、適切に補助金を支出した。	区立特養施設の経営状況を見極めながら、適切な補助額について検討する。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
況 議 会 要 質 問 状	他区においては指定管理料を支出している区もあるが、本区は利用料金制であり、指定管理料を支出していない。		
	平成26年1定 特別養護老人ホームへの区独自加算について		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-19		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	特養及びサービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	渡辺		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-01		家族介護支援事業費（福祉推進課）					
	01-10-01		事業費					
	01-10-02		営繕費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 6	（ 1994 ）	年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。※「特養」は、特別養護老人ホームの略 (S C)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。※「S C」は、在宅高齢者通所サービスセンターの略							
対象者等	・(特養・S C) 介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・(特養) 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・(特養) 寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	① (特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること。 ② (特養)診療の補助、看護、保健衛生に関すること。 ③ (特養・S C)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること。 ④ (特養・S C)身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること。 ⑤ (特養・S C)趣味・いきがい活動に関すること。 ⑥ (S C)送迎・入浴サービスの提供に関すること。							
経過	①開業時は社会福祉法人へ委託。②平成12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。「空床利用型のショートステイ」を開始。③平成15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。④平成16年度から特養とS C併設の3施設は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし、委託料を支払うこととした。⑤平成18年度から単独S C6施設は指定管理者方式を導入した。⑥平成19年度から特養とS C併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。⑦平成28年度に特養とS C併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。⑧平成29年度からサンハイムは、指定管理者が変更。⑨平成30年度に単独S C6施設の指定管理者の更新を実施。⑩令和元年度にS C再編に伴いサンハイムS Cを廃止。⑪令和2年度から荒川東部S Cの指定管理者が変更。令和2年度西尾久西部S C廃止。⑫令和3年度に特養2施設及びS C2施設の更新並びに特養とS C併設施設の指定管理者公募選定を実施。令和4年度西日暮里S C廃止。令和6年度町屋S C廃止。							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするため、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 〔区委託事項〕防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	区立特養利用率(%)	96.1	95.7	93.2	95.9	95.0	
	②	区立デイサービス（一般）利用率(%)	59.1	56.7	59.5	57.9	75.0	
	③	区立デイサービス（認知）利用率(%)	52.5	48.7	44.9	50.6	50.0	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		重点的に推進	施設・設備の老朽化が進んでいるため、大規模修繕を順次、重点的に推進する。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他国の実
施状況

請全質問狀
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-01-20		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		福祉避難所整備事業費		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		後藤			
				担当者名		西田		内線		2618			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-17-01		福祉避難所整備事業費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 25（ 2013 ）年度		根拠		災害対策基本法、荒川区地域防災計画							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		荒川区避難所運営基準							
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		13		福祉の基盤整備							
目的		災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者のうち、要介護度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。											
対象者等		在宅の要介護4又は要介護5の方											
内容		〔福祉避難所（高齢者）指定施設〕14施設 ・各区立特別養護老人ホーム ・各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・各法人立特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム千寿苑 ・老人福祉センター ・尾久生活実習所 〔収容人数〕上記対象者 約600人（付き添い家族介護者1名を合わせると約1,200人） 〔事業内容〕 ①荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所の整備 ②各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結 ③福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定及び改定 ④福祉避難所における災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）の配備及び定期的な入替の実施 ⑤福祉避難所の開設運営等訓練の実施											
経過		平成25年12月 各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結 平成26年 6月 特養花の木ハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催） 平成27年 6月 福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定 平成28年 2月 特養サンハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催） 令和 2年 2月 福祉避難所にMCA無線機の設置 令和 6年 2月 特養花の木ハイム荒川にて災対福祉部合同の福祉避難所開設運営訓練の実施 随 時 災害備蓄品の追加配備及び入替 MCA無線機の通信訓練の実施（毎月1回） 各福祉避難所指定施設にて自主的な開設運営等訓練の実施											
必要性		令和4年5月に東京都防災会議が見直しを図った「首都直下地震等による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は90,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度以降 訓練の実施、災害備蓄品の配備											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	収容可能人員			600	600	600	600	600				
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		首都直下地震は、今後30年の間に70%の確率で発生すると予想されていることから、災害時に高齢者が避難する福祉避難所の整備・支援を継続的に行うとともに、感染症対策も併せて検討していく。									

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			2,087	960	1,639	1,044	5,462	8,470	1,924
決算額（6年度は見込み）			1,879	851	1,516	636	5,401	5,543	1,924
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	収容可能人員		600	600	600	600	600	600	600
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	災害備蓄食料品及び消耗品	5,401	需用費	災害備蓄食料品	3,315	需用費	災害備蓄食料品	1,924	
			備品購入費	可搬式階段昇降機	2,228				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,131	3,879	748	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,401	5,543	142		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	718	293	▲ 425		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,250	▲ 9,715	▲ 465
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		9,250	9,715	465	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,250	▲ 9,715	▲ 465
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,250	▲ 9,715	▲ 465

備	物件費は、賞味（消費）期限を迎える備蓄食料品（保存水・白がゆ等）の買替に係る消耗品費に3,315千円、可搬式階段昇降機の新規購入に係る備品購入費に2,228千円かかっている。
---	---

問題点	・平成25年度から災害備蓄品の配備を続けており、他区と比較しても一定程度の備蓄が整ってきている一方で、食料品については7日分の備蓄に向けた配備を行っていく必要がある。 ・新たな備蓄品の導入や福祉避難所開設運営訓練、MCA無線機の通信訓練を踏まえ、福祉避難所マニュアルの改善を行っていく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	食料品の7日分の備蓄に向けて、 高齢者向けミキサー食の追加配備を 実施していく。	賞味期限を迎える食料品の買替を 行うとともに、ミキサー食の主食を1 日分追加配備した。	高齢者向けミキサー食において、 主食を追加配備し、7日分の 備蓄としていく。
②	各福祉避難所指定施設が、感染症 対策を踏まえた訓練を自主的に実施 できるよう指導を行っていく。	特養花の木ハイム荒川において、 災対福祉部と連携した福祉避難所開 設運営訓練を行った。	各福祉避難所指定施設が、福祉 避難所訓練を自主的に行うよう指 導・啓発を行っていく。
③	階段昇降機など、福祉避難所に必要 な備蓄品の導入を検討していく。	福祉避難所7箇所に階段昇降機を導 入した。	災害時の福祉避難所における電力 を確保するため、蓄電池の導入 を検討していく。

他 区 の 実 施 状 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区）

議 決	平成28年度6月会議 災害時の福祉避難所の建物再点検と災害時の運用について
-----	---------------------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	老人福祉センター管理運営		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	渡辺		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01		老人福祉センター事務費					
	01-01-02		老人福祉センター営繕費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 45	（ 1970 ）	年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01	高齢者の社会参加の促進					
目的	高齢者が、生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。							
対象者等	満60歳以上の方							
内容	[名称及び住所] 荒川区立老人福祉センター 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等 ①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談）②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測定 の健康審査）③機能訓練（要介護認定非該当の方を対象）④各種行事（新春行事・文化祭行事・高 齢者福祉週間行事・吟詠大会等）⑤各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶 道・あみもの・英会話・華道・朗読・硬筆・詩吟・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等）⑥ いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・手芸・民謡・踊り・各種大会等）⑦介護予防事業（健康 アップステーション・介護予防プログラムを実施）※高齢者福祉課にて経費負担⑧Zoom事業・eスポ ーツ事業							
経過	昭和45年12月 開設 平成 6年12月 全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター を併設した高齢者センターとして開設 平成 7年 4月 荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託 平成28年10月 高齢者の介護予防や健康づくりの拠点としていくことを目指し、荒川老人福祉センター の介護予防事業を拡充 令和元年 4月 令和2年度からの指定管理者の公募選定を実施 令和2年 4月 指定管理者変更 令和3年 12月 eスポーツ事業を開始。Zoom事業を開始 令和6年 4月 令和7年度からの指定管理者の更新選定を開始							
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加 の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成18年度から指定管理において荒川区立荒川老人福祉センターを運営している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	生活相談・健康審査・健康相談・ 機能訓練 (%)	15.8	15.5	10.0	15.65	20.0	総入館者数に対する事業等参加人数 の割合
	②	各種行事・各種教室 ・介護予防 (29～) (%)	68.6	67.7	64.4	68.15	45.0	総入館者数に対する事業等参加人数 の割合
③	いこい室・会議室・その他 (%)	13.7	20.2	47.2	33.9	53.0	総入館者数に対する事業等参加人数 の割合	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介 護予防の啓発を図るため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			67,879	69,515	64,683	79,585	64,662	99,279	80,545
決算額（6年度は見込み）			61,646	62,556	49,244	64,251	58,703	74,711	80,545
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	生活相談・健康審査・健康相談延べ件数		5048	3474	809	1678	2093	1526	1765
	機能訓練・入浴延べ人数		3026	2514	0	219	429	216	288
	各種行事・各種教室・介護予防延べ人数		19824	19765	6696	8229	11019	8648	9298
	いこい室・会議室・その他延べ人数		16903	16344	1620	1652	3299	2190	2380
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	人件費	32,512	委託料	人件費	34,425	委託料	人件費	36,488	
	管理運営費	25,142		管理運営費	24,975		管理運営費	28,519	
	修繕費	1,049		修繕費	731		修繕費	1,106	
			工事請負費	工事請負費	14,580	工事請負費	工事請負費	14,432	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,025	7,327	3,302	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	58,703	60,131	1,428		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	309	324	15
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	17,744	17,744	0		その他	81	86	5
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	390	410	20
		賞与・退職給与引当金繰入額	923	553	▲ 370		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 81,005	▲ 85,345	▲ 4,340
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	81,395	85,755	4,360		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 81,005	▲ 85,345	▲ 4,340
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 81,005	▲ 85,345	▲ 4,340		

令和5年度：【支出】物件費は、指定管理料として60,131千円。【収入】都支出金：人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金324千円。その他：自動販売機電気料金等・簡易公衆電話使用料86千円。

問題	○フレイル予防、認知症予防のため、必要な事業を可能な限り、実施していく必要がある。 ○デジタルデバйд解消のため、IT事業の一層の拡充を図っていく必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存の観点に捉われず、フレイル予防やデジタルデバйд解消に資する新たな取組みについて、引き続き検討していく。	好評のeスポーツ事業において、更にゲームの種類を増やし、事業を拡充した。また、初心者向けのスマートフォン講座を拡充した。	館における再開事業が増えてきたところではあるが、人員体制を考慮しつつ、オンライン関係事業も継続していく。
②	自動火災報知設備等の改修工事を実施するとともに、適宜必要な修繕を実施し、施設の維持に努める。	自動火災報知設備改修工事を実施し、窓やトイレフラッシュバルブ等の修繕を行った。	老朽化した昇降機の改修を進めるとともに、適宜必要な修繕を実施し、施設の維持に努める。
③			

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)				
		実施の17区（老人福祉センターがある区） （港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）				

議 平成27年度2月会議 老人センターの機能の見直しについて

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-01-22		戦略プラン		● 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	後藤	
			担当者名	西田		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-20-01	都市型軽費老人ホーム整備促進事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	老人福祉法			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。							
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10/10）を活用し、施設を整備する事業者又はオーナーに整備費を補助する。							
内容	① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下 個室面積 7.43㎡以上 必須設備 食堂・浴室等 人員配置 施設長・相談員（兼務可） ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度） ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部 ⑤ 整備費補助額 事業者創設型（基本額4,000千円＋物価調整額2,560千円）×定員数 事業者改修型（基本額2,800千円＋物価調整額1,790千円）×定員数 オーナー創設型（基本額4,000千円＋物価調整額2,560千円）×定員数 オーナー改修型（基本額2,800千円＋物価調整額1,790千円）×定員数							
経過	① 平成22年 4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる ② 平成22年 6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 随 時 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）を開設 令和元年度 「ケアハウス東日暮里」（定員20人）を開設							
必要性	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 施設数	6	6	6	6	8	目標値は、1施設につき最大定員20名で計上している。	
	② 定員数	99	99	99	99	139		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	令和元年度に定員20人の都市型軽費老人ホームが整備され、区内に計6か所(定員計99人)の施設が整備された。今後は、日常生活圏域8圏域を踏まえ、新たな都市型軽費老人ホームの確保を検討していく。						

